

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月30日
【発行者の名称】	株式会社フロンティアホールディングス (Frontier Holdings Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 栄仁
【本店の所在の場所】	大阪市都島区東野田町一丁目 21 番 14 号
【電話番号】	(06)6356-5577 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 松野 誠
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社フロンティアホールディングス https://frontier-hd.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第17期中	第18期中	第19期中	第17期	第18期
会計期間	自2023年1月1日 至2023年6月30日	自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2023年1月1日 至2023年12月31日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高 (千円)	4,397,547	5,210,791	7,325,982	10,001,720	12,006,213
経常利益 (千円)	630,023	622,130	1,010,022	1,437,466	1,648,504
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	406,544	400,798	678,938	982,176	1,119,009
中間包括利益又は包括利益 (千円)	406,544	400,798	678,938	982,176	1,119,009
純資産額 (千円)	2,979,634	3,855,595	5,152,273	3,505,031	4,523,570
総資産額 (千円)	7,505,203	9,194,981	13,695,069	8,244,428	11,520,931
1株当たり純資産額 (円)	1,008.34	1,304.77	1,743.58	1,186.14	1,530.82
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	17.00 (17.00)	17.00 (17.00)	17.00 (17.00)	34.00 (17.00)	34.00 (17.00)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	137.58	135.63	229.76	332.38	378.68
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	39.7	41.9	37.6	42.5	39.3
自己資本利益率 (%)	13.6	10.9	14.0	32.1	24.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	12.4	12.5	7.4	10.2	10.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	165,736	△917,157	△1,639,804	1,316,795	△1,366,599
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,930	△71,931	△79,235	△31,157	△101,747
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△336,405	651,558	1,393,282	△322,778	1,821,880
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,501,908	2,303,837	2,619,143	2,641,367	2,994,900
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (人)	156 (29)	197 (41)	237 (31)	161 (27)	186 (41)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 株価収益率については、期中での取引実績がないため記載していません。

3. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は期中平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
不動産仲介事業	137 (18)
リフォーム事業	16 (-)
戸建住宅事業	9 (1)
アフターサービス事業	42 (-)
全社（共通）	33 (12)
合計	237 (31)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、期中平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門に所属している従業員であります。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
75 (12)	27.8	3.0	4,982

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
アフターサービス事業	42 (-)
全社（共通）	33 (12)
合計	75 (12)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、期中平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門に所属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間において、国内景気は緩やかな回復基調を示す一方で、物価高騰や金利上昇により消費者の購買意欲に慎重さが見られる、不透明な状況が続きました。

当社グループ（当社及び連結子会社）が属する不動産業界におきましても、都市部を中心に投資需要は堅調に推移したものの、住宅購入に対する心理的ハードルの上昇や在庫不足の影響により、取引件数は一部地域で減少傾向を示しました。

このような事業環境の下、当社グループは、不動産のお客様とご縁を大切にし、お客様の暮らしを総合的にサポートすることで、お客様に価値ある貢献を行うという理念のもと、不動産売買仲介を基盤としながら、リフォーム、建売販売、保険の提案をはじめとするアフターサービスまで、住まいのワンストップサービスを提供する事業展開を図ってまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間における業績は、売上高は73億25百万円（前年同期比40.6%増加）、営業利益は10億64百万円（前年同期比63.7%増加）、経常利益は10億10百万円（前年同期比62.3%増加）、親会社株主に帰属する中間純利益は6億78百万円（前年同期比69.4%増加）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(不動産仲介事業)

不動産仲介事業においては、さらなる集客のため広告戦略を強化する等、積極的に反響獲得を行いました。また、新たに営業アシスタントを採用し、業務の効率化を図りました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は16億30百万円（前年同期比25.0%増加）、セグメント利益は5億39百万円（前年同期比108.5%増加）となりました。

(リフォーム事業)

リフォーム事業においては、不動産仲介事業が取り扱う中古物件のリフォームに加え、中古物件を買い取り、リフォームを行ったうえで、価値を加え販売する買取再販事業を行っております。商材としての太陽光発電システムの需要の高まりも影響し、当中間連結会計期間の売上高は24億97百万円（前年同期比28.2%増加）、セグメント利益は3億33百万円（前年同期比8.1%増加）となりました。

(戸建住宅事業)

戸建住宅事業においては、グループシナジーを活かし、物件の仕入に注力いたしました。また、住宅ローン減税制度等の住宅取得支援策の実施も追い風となり、当中間連結会計期間の売上高は25億46百万円（前年同期比57.9%増加）、セグメント利益は1億23百万円（前年同期比110.6%増加）となりました。

(アフターサービス事業)

アフターサービス事業においては、火災保険や生命保険の提案、中古車の買取・販売等を行っております。この中間期は特に、自動車事業の新店舗オープンに向けて、中古車の買取に注力いたしました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は6億円（前年同期比97.2%増加）、セグメント利益は2億34百万円（前年同期比88.9%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して3億75百万円減少し、26億19百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、16億89百万円（前年同期は9億17百万円の支出）の支出となりました。主な増加要因は、税金等調整前中間純利益10億9百万円であり、主な減少要因は、棚卸資産の増加25億87百万円、法人税等の支払額3億13百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、79百万円（前年同期は71百万円の支出）の支出となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出49百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、13億93百万円(前年同期は6億51百万円の収入)の収入となりました。主な増加要因は、短期借入金の純増額9億13百万円、長期借入れによる収入14億24百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出8億93百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、リフォーム事業以外のセグメントについては、受注に相当する事項がないため、受注実績に関する記載はしていません。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
リフォーム事業	628,733	150.4	382,741	127.3

(注) リフォーム事業の受注実績は、当社グループが受注工事を行うもののみとしており、中古不動産の買取再販等については、事業の性質上、上記には含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
不動産仲介事業	1,630,226	125.0
リフォーム事業	2,497,541	128.2
戸建住宅事業	2,546,956	157.9
アフターサービス事業	600,535	197.2
報告セグメント計	7,275,259	140.7
その他	50,722	124.7
合計	7,325,982	140.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、2025年3月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」のうち、重要な変更があった事項は、以下の通りであります。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の発行者情報における「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

(2) 特有の法的規制等に係るリスク

①法的規制について

当社グループが行っている不動産仲介事業、リフォーム事業及び戸建住宅事業は、宅地建物取引業法、建設業法、建築基準法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等及び関連する各種法令により規制を受けており、宅地建物取引業免許、一般建設業許可及び特定建設業許可について、それぞれ監督官庁より許認可を受けております。当社グループでは、法令及び契約等の遵守のために「リスク・コンプライアンス管理規程」を定めて、コンプライアンスに関する社内研修を行っております。現時点において、当該免許及び許認可等が取消しとなる事由は発生していませんが、将来何らかの理由により、当該許認可等が取消された場合又はそれらの更新が認められない場合には、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに、業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後生じた場合にも、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

会社名	許認可等の名称	許認可等の内容	有効期限	許認可取消事由
(株)フロンティアホールディングス	宅地建物取引業免許	大阪府知事 (4)第 53564 号	2027 年 11 月 7 日	宅地建物取引業法 第 66 条
(株)フロンティアホールディングス	古物商許可	大阪府公安委員会 第 62221R034778 号	—	古物営業法 第 24 条
(株)フロンティアホールディングス	有料職業紹介事業許可	厚生労働大臣 27-ユ-304481	2027 年 6 月 30 日	職業安定法 第 32 条の 9
(株)フロンティアホールディングス	金融商品仲介業者登録	近畿財務局長 (金仲) 第 464 号	—	金融商品取引法 第 74 条
(株)フロンティア不動産販売	宅地建物取引業免許	国土交通大臣 (1) 第 10102 号	2027 年 2 月 17 日	宅地建物取引業法 第 66 条
(株)フロンティア住宅販売	宅地建物取引業免許	国土交通大臣 (1) 第 10101 号	2027 年 2 月 17 日	宅地建物取引業法 第 66 条
(株)フロンティアホーム	宅地建物取引業免許	国土交通大臣 (1) 第 10103 号	2027 年 2 月 17 日	宅地建物取引業法 第 66 条
(株)フロンティア都市開発	宅地建物取引業免許	大阪府知事 (3)第 56676 号	2027 年 9 月 13 日	宅地建物取引業法 第 66 条
(株)フロンティア都市開発	一級建築士事務所登録	大阪府知事登録 (イ) 第 26370 号	2027 年 12 月 15 日	建築士法 第 26 条
(株)フロンティア建築工房	宅地建物取引業免許	大阪府知事 (1)第 62136 号	2025 年 9 月 24 日	宅地建物取引業法 第 66 条
(株)フロンティア建築工房	一般建設業許可	大阪府知事 (般-29)第 148937 号	2027 年 11 月 16 日	建築業法 第 29 条

また、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはフィリップ証券株式会社（以下、「同社」という。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、フィリップ証券株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められています。

i) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

ii) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

iii) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

iv) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと

v) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

vi) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもちと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとき乙が認めた場合

vii) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとき乙が認めた場合

viii) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないときと判断した場合

ix) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合 a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合 b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

x) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

xi) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が事実となった場合

xii) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

xiii) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

xiv) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

xv) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとき乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとき乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該

- 種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。))
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

xvi) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

xvii) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

xviii) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合 このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズ契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社フロンティアホールディングス	株式会社ユーポス	日本	自動車買取専門店を営むための経営ノウハウの提供	「ユーポス」及び商標・マークの使用権	契約締結日から1年間
株式会社フロンティア不動産販売	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間
株式会社フロンティア住宅販売	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間
株式会社フロンティアホーム	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末における総資産は136億95百万円となり、前連結会計年度末と比べて21億74百万円増加しました。流動資産は、販売用不動産の増加等により、前連結会計年度末と比べて21億3百万円増加の130億67百万円となりました。固定資産は、建物及び構築物の増加等により、前連結会計年度末に比べて70百万円増加の6億27百万円となりました。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における負債は85億42百万円となり、前連結会計年度末に比べて15億45百万円増加しました。流動負債は、短期借入金の増加等により、前連結会計年度末に比べて8億31百万円増加の65億45百万円となりました。固定負債は、長期借入金の増加等により、前連結会計年度末に比べて7億13百万円増加の19億97百万円となりました。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は51億52百万円で、前連結会計年度末に比べ6億28百万円の増加となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益の計上によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社グループの、当中間連結会計期間末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了年月日	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
株式会社フロンティアホールディングス	大阪府四条畷市上田原 1336 番	その他	墓地	21,000	14,210	自己資金 及び借入金	2025年4月	2025年9月
株式会社フロンティアホールディングス	大阪市都島区東野田町2丁目5-1 脇田京橋第1ビル	その他	事務所	50,000	—	自己資金 及び借入金	2025年8月	2025年10月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間末 現在発行数 (株) (2025年6月30日)	公表日現在 発行数 (株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,045,000	2,955,000	2,955,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	7,045,000	2,955,000	2,955,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年1月1日 ～2025年6月30日	—	2,955,000	—	100,000	—	229,800

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
㈱中西アセットマネジメント	大阪市城東区今福西6丁目7番33号	2,363,900	80.0
中西 栄仁	大阪市城東区	301,000	10.2
中西 香織	大阪市城東区	290,000	9.8
㈱タワラホーム	大阪府門真市宮野町2番20号	100	0.0
計	—	2,955,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,955,000	29,550	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,955,000	—	—
総株主の議決権	—	29,550	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年1月から2025年6月については、売買実績がありません。

3 【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までににおける役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて、連結財務諸表規則第4編の規定により、第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,994,900	2,649,143
売掛金	285,056	203,529
商品及び製品	8,650	89,831
販売用不動産	※2 1,891,213	※2 2,013,961
仕掛販売用不動産	※2 5,420,069	※2 7,790,795
未成工事支出金	55,464	68,349
その他	308,317	251,819
流動資産合計	10,963,671	13,067,430
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 210,399	※2 222,463
機械装置及び運搬具（純額）	17,609	21,285
工具、器具及び備品（純額）	7,458	8,696
土地	61,486	61,486
リース資産（純額）	3,604	3,286
建設仮勘定	—	21,000
有形固定資産合計	※1 300,557	※1 338,217
無形固定資産		
ソフトウェア	13,572	10,822
無形固定資産合計	13,572	10,822
投資その他の資産		
繰延税金資産	154,767	194,589
その他	88,362	84,009
投資その他の資産合計	243,129	278,599
固定資産合計	557,260	627,639
資産合計	11,520,931	13,695,069

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	520,002	523,876
短期借入金	※2 3,228,735	※2 4,141,977
1年内返済予定の長期借入金	※2 923,198	※2 744,467
リース債務	690	690
未払法人税等	314,605	370,745
賞与引当金	203,424	228,050
その他	522,874	535,455
流動負債合計	5,713,530	6,545,263
固定負債		
長期借入金	※2 1,252,061	※2 1,961,413
リース債務	3,277	2,931
資産除去債務	28,492	33,187
固定負債合計	1,283,830	1,997,532
負債合計	6,997,361	8,542,795
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	229,800	229,800
利益剰余金	4,193,770	4,822,473
株主資本合計	4,523,570	5,152,273
純資産合計	4,523,570	5,152,273
負債純資産合計	11,520,931	13,695,069

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月 30日)		当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日)	
売上高		5,210,791		7,325,982
売上原価	※ 1	3,087,118	※ 1	4,489,210
売上総利益		2,123,673		2,836,771
販売費及び一般管理費	※ 2	1,473,317	※ 2	1,772,228
営業利益		650,355		1,064,542
営業外収益				
受取利息		10		1,180
受取配当金		28		36
解約手付金収入		350		1,890
助成金収入		1,100		—
保険金収入		700		—
受取手数料		400		—
雑収入		970		1,286
営業外収益合計		3,559		4,393
営業外費用				
支払利息		29,717		53,931
支払保証料		280		489
財務手数料		1,125		3,861
雑損失		661		630
営業外費用合計		31,784		58,914
経常利益		622,130		1,010,022
特別利益				
固定資産売却益	※ 3	190	※ 3	294
特別利益合計		190		294
特別損失				
固定資産除却損	※ 4	5,403	※ 4	659
特別損失合計		5,403		659
税金等調整前中間純利益		616,917		1,009,657
法人税、住民税及び事業税		232,826		370,541
法人税等調整額		△16,707		△39,821
法人税等合計		216,118		330,719
中間純利益		400,798		678,938
親会社株主に帰属する中間純利益		400,798		678,938

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	400,798	678,938
中間包括利益	400,798	678,938
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	400,798	678,938

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	229,800	3,175,231	3,505,031	3,505,031
当中間期変動額					
剰余金の配当			△50,235	△50,235	△50,235
親会社株主に帰属する中間純利益			400,798	400,798	400,798
当中間期変動額合計	－	－	350,563	350,563	350,563
当中間期末残高	100,000	229,800	3,525,794	3,855,595	3,855,595

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	229,800	4,193,770	4,523,570	4,523,570
当中間期変動額					
剰余金の配当			△50,235	△50,235	△50,235
親会社株主に帰属する中間純利益			678,938	678,938	678,938
当中間期変動額合計	－	－	628,703	628,703	628,703
当中間期末残高	100,000	229,800	4,822,473	5,152,273	5,152,273

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	616,917	1,009,657
減価償却費	15,355	18,445
固定資産除却損	5,403	659
固定資産売却損益(△は益)	△190	△294
賞与引当金の増減額(△は減少)	△939	24,626
受取利息及び受取配当金	△39	△1,217
支払利息	29,717	53,931
売上債権の増減額(△は増加)	1,746	81,526
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,140,453	△2,587,540
仕入債務の増減額(△は減少)	79,439	3,874
前受金の増減額(△は減少)	△69,168	△17,099
その他	△138,129	94,449
小計	△600,339	△1,318,980
利息及び配当金の受取額	39	1,217
利息の支払額	△29,620	△58,852
法人税等の支払額	△287,236	△313,188
営業活動によるキャッシュ・フロー	△917,157	△1,689,804
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△30,000
有形固定資産の取得による支出	△52,999	△49,192
有形固定資産の売却による収入	190	366
無形固定資産の取得による支出	△6,020	—
その他	△13,102	△408
投資活動によるキャッシュ・フロー	△71,931	△79,235
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	903,125	913,242
長期借入れによる収入	485,200	1,424,400
長期借入金の返済による支出	△686,162	△893,779
リース債務の返済による支出	△369	△345
配当金の支払額	△50,235	△50,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	651,558	1,393,282
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△337,529	△375,756
現金及び現金同等物の期首残高	2,641,367	2,994,900
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,303,837	※ 2,619,143

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社フロンティア不動産販売

株式会社フロンティア住宅販売

株式会社フロンティアホーム

株式会社フロンティア建築工房

株式会社フロンティア都市開発

株式会社フロンティアモータース (旧 株式会社ハウスサポート)

株式会社フロンティアキャリア

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品及び製品

先入先出法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的投資からなっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業として不動産仲介事業、リフォーム事業、戸建住宅事業及びアフターサービス事業を行っており、これらの事業から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・不動産仲介事業

不動産仲介事業は、顧客との媒介契約に基づき不動産の売買契約成立に向けた業務から物件の引渡しに至る履行手続等の一連の業務に関する義務を負っており、媒介により成立した不動産売買契約に係る物件が引き渡された時点で収益を認識しております。

・リフォーム事業

リフォーム事業は、主に、リフォーム及びマンション販売を行っております。リフォームについては、顧客とのリフォーム契約に基づきリフォーム工事を完成させる義務を負っております。当該履行義務は工事期間がごく短いため、工事完了時点において収益を計上しております。マンション販売については、顧客との不動産売買契約に基づき物件の引渡しを負う義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

・戸建住宅事業

戸建住宅事業は、顧客との不動産売買契約に基づき物件の引渡しを負う義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

・アフターサービス事業

アフターサービス事業は、生命保険及び損害保険の提案や中古車の買取・販売等を行っております。生命保険及び損害保険の販売については、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させる履行義務を負っております。当該履行義務は、保険契約が開始した時点で充足されるものであり、当該時点において収益を計上しております。中古車の買取・販売については、顧客に対して中古車の引渡しを負う義務を負っております。当該履行義務は、中古車が引き渡される一時点で充足されるものであり、引渡時点において収益を計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	125,043	139,034

※2 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
販売用不動産	986,106	1,002,456
仕掛販売用不動産	4,397,454	5,655,559
建物	49,696	49,696
計	5,433,257	6,707,713

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
短期借入金	3,058,735	3,955,310
1年内返済予定の長期借入金	809,700	596,806
長期借入金	953,159	1,686,612
計	4,821,594	6,238,728

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上原価	54,289	15,702

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給料手当	381,140	477,383
広告宣伝費	359,251	370,347
賞与引当金繰入額	179,283	223,204
退職給付費用	13,748	16,455

※3 固定資産売却益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
機械装置及び運搬具	190	294
計	190	294

※4 固定資産除却損は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
機械装置及び運搬具	5,403	659

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	2,955,000	—	—	2,955,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通 株式	50,235	17	2023年12月31日	2024年3月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月14日 取締役会	普通 株式	50,235	利益剰余金	17	2024年6月30日	2024年8月31日

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	2,955,000	—	—	2,955,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通 株式	50,235	17	2024年12月31日	2025年3月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月14日 取締役会	普通 株式	50,235	利益剰余金	17	2025年6月30日	2025年8月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	2,303,837 千円	2,649,143 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△30,000
現金及び現金同等物	2,303,837	2,619,143

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

主として、カラー複合機であります。

2. リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	2,175,259	2,170,461	△4,797
(2) リース債務	3,967	3,960	△7
負債計	2,179,226	2,174,421	△4,805

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	2,705,880	2,701,200	△4,679
(2) リース債務	3,622	3,807	185
負債計	2,709,502	2,705,008	△4,493

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	2,170,461	—	2,170,461
リース債務	—	3,960	—	3,960
負債計	—	2,174,421	—	2,174,421

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	2,701,200	—	2,701,200
リース債務	—	3,807	—	3,807
負債計	—	2,705,008	—	2,705,008

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

グループ会社の店舗建物及び看板の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15～22 年と見積り、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
期首残高	28,492	千円	28,492	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—		5,000	
資産除去債務の履行による減少額	—		△304	
中間期末(期末)残高	28,492		33,187	

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	214,182	285,056
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	285,056	203,529
契約負債(期首残高)	165,387	129,312
契約負債(期末残高)	129,312	112,213

契約負債は、リフォーム契約に基づいて顧客から受け取った手付金及び不動産売買契約に基づいて顧客から受け取った手付金の前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、96,412 千円であります。

また、当中間連結会計期間において、契約負債が 17,099 千円減少した主な理由は、リフォーム工事取引の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、商品・サービス別のセグメントから構成されており、「不動産仲介事業」、「リフォーム事業」、「戸建住宅事業」、「アフターサービス事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不動産仲介事業」は、主に不動産売買仲介を行っております。「リフォーム事業」は、主にリフォーム及びマンション販売を行っております。「戸建住宅事業」は、戸建住宅の分譲販売を行っております。「アフターサービス事業」は、生命保険及び損害保険の提案や中古車の買取・販売等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

	報告セグメント				
	不動産仲介 事業	リフォーム 事業	戸建住宅 事業	アフター サービス 事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	1,304,225	1,948,780	1,612,528	304,582	5,170,117
セグメント間の内部 売上高又は振替高	182,893	—	—	9,754	192,647
計	1,487,119	1,948,780	1,612,528	314,337	5,362,765
セグメント利益	258,858	308,164	58,791	124,322	750,138
セグメント資産	650,815	2,159,366	5,771,283	68,177	8,649,642
その他の項目					
減価償却費	6,627	168	2,303	369	9,469
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	53,345	789	—	—	54,135

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
外部顧客への売上高	40,674	5,210,791	—	5,210,791
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,100	194,747	△194,747	—
計	42,774	5,405,539	△194,747	5,210,791
セグメント利益	31,436	781,574	△131,218	650,355
セグメント資産	23,871	8,673,513	521,467	9,194,981
その他の項目				
減価償却費	—	9,469	5,885	15,355
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	—	54,135	4,884	59,019

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、人事コンサルティング事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△131,218千円は、グループ会社の経営指導料749,801千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△883,982千円、セグメント間取引消去高2,961千円によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額521,467千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産798,712千円、セグメント間消去高△277,244千円であります。

(3) 減価償却費の調整額5,885千円は、全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,884千円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

	報告セグメント				
	不動産仲介 事業	リフォーム 事業	戸建住宅 事業	アフター サービス 事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	1,630,226	2,497,541	2,546,956	600,535	7,275,259
セグメント間の内部 売上高又は振替高	341,706	—	—	8,477	350,184
計	1,971,933	2,497,541	2,546,956	609,012	7,625,444
セグメント利益	539,772	333,069	123,785	234,872	1,231,500
セグメント資産	764,506	2,354,032	9,921,809	164,014	13,204,361
その他の項目					
減価償却費	7,280	380	3,037	394	11,092
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	1,040	509	373	1,927	3,850

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
外部顧客への売上高	50,722	7,325,982	—	7,325,982
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,100	352,284	△352,284	—
計	52,822	7,678,266	△352,284	7,325,982
セグメント利益	41,882	1,273,382	△208,840	1,064,542
セグメント資産	17,166	13,221,528	473,541	13,695,069
その他の項目				
減価償却費	—	11,092	7,352	18,445
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	—	3,850	45,341	49,192

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、人事コンサルティング事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△208,840千円は、グループ会社の経営指導料922,757千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,114,825千円、セグメント間取引消去高△16,771千円によるものであります。

(2)セグメント資産の調整額473,541千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産1,053,802千円、セグメント間消去高△580,261千円であります。

(3)減価償却費の調整額7,352千円は、全社資産に係る減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額45,341千円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%を占める相手がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%を占める相手がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
1株当たり純資産額	1,530円82銭	1,743円58銭

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益(千円)	378.68	229.76
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	400,798	678,938
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	400,798	678,938
普通株式の期中平均株式数(株)	2,955,000	2,955,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	4,523,570	5,152,273
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	4,523,570	5,152,273
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	2,955,000	2,955,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月30日

株式会社フロンティアホールディングス
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 杉江明俊

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フロンティアホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フロンティアホールディングス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。